

平成27年第3回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成27年5月7日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成27年5月7日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君  |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君 |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君 |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君  |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 川本英輔君 |
| 11番 大田直樹君 | 12番 中雅洋君  |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副町長    | 岡崎泰充君 |
| 教育長    | 枝廣泰知君 |
| 技 官    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 会計管理者  | 山根道春君 |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 保険健康課長 | 増木梨江君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 環境防災課長 | 藤本 大一郎 君 |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 藤井 建輝 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋 浩二 君  |

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

#### 8. 議 事 日 程

|        |        |                                           |
|--------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1   |        | 「議長の選挙について」                               |
| 日程第2   |        | 「議席の指定」                                   |
| 日程第3   |        | 「会議録署名議員の指名」                              |
| 日程第4   |        | 「会期の決定」                                   |
| 日程第5   |        | 「副議長の選挙について」                              |
| 追加日程第1 |        | 「議席の一部変更について」                             |
| 日程第6   |        | 「常任委員会委員の選任について」                          |
| 日程第7   |        | 「議会運営委員会委員の選任について」                        |
| 日程第8   |        | 「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について」               |
| 日程第9   |        | 「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」                   |
| 日程第10  |        | 「府中・坂地区水道整備協議会議員の選挙」                      |
| 追加日程第2 |        | 「閉会中の継続調査の申し出承認について」                      |
| 日程第11  | 議案第32号 | 「坂町監査委員の選任の同意について」                        |
| 日程第12  | 議案第33号 | 「平成26年度坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」 |

- 日程第13 議案第34号 「坂町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」
- 日程第14 議案第35号 「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」
- 日程第15 議案第36号 「平成27年度坂町一般会計補正予算（第1号）」

~~~~~○~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立願います。

(全 員 起 立)

○議会事務局長（大島英司君） 一同御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（大島英司君） 御着席願います。

○臨時議長（瀧野純敏議員） それでは、地方自治法第107条の規定により、私、瀧野が臨時に議長の職務を行います。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第3回坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の時事日程は、あらかじめお手元に配付してございます。

まず、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

現在、当選回数を基準に着席していただいておりますこの席を仮議席に指定いたします。

日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

議会において行う選挙は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。意見はありませんか。

(「投票」という者あり)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 投票の声がありました。

議会基本条例第12条の規定により、「議会は、議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表制の議会の責務を強く認識し、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信表明をする機会を設ける」とされております。

選挙を行う前に、議長の職を志願される方の所信表明を行います。

議長の職を志願される方の挙手を求めます。

（挙 手）

○臨時議長（瀧野純敏議員） 議長の職を志願される方が2名あります。

それでは、志願される方は、所信表明を述べる順番を決めるくじを引いていただきますので、前にお進みください。

（くじを引く）

○議会事務局主任（車地広敏君） 1番川本議員、2番中議員です。

○臨時議長（瀧野純敏議員） 所信表明を述べる順番が決定いたしました、報告します。

1番目に10番川本議員、2番目が12番の中議員であります。

これより、所信表明を述べていただきます。

最初に、10番の川本議員、お願いいたします。

（所信表明）

○10番（川本英輔議員） 議長選挙立候補に当たり、所信表明を行います。

今回の坂町議会選挙は、無投票という結果になりましたが、議員12名が一丸となって、いろいろな立場、さまざまな知識、意見を持つ住民の代表として、町民の意見をしっかり反映し、課題解決に向けて、行政と是々非々議論し、課題解決を図ることです。

また、議会を住民に身近な存在にするための質の向上のための姿勢を持ち続け、議員全員が同じレベルで競い合い、議員力を高めることであります。常に緊張感を持ち、執行部と車の両輪となって、町民の福祉の向上、町の発展に寄与すること、このことに尽きると思います。

4年間の議長経験をさらに精一杯生かし、議会の機能が十分に発揮されるよう、議員各位の御理解と御協力を賜りながら、日々全力で職を全うしてまいります。どうか御指導を賜りますよう、よろしく願いをいたしまして、私の議長選挙

立候補所信表明といたします。

○臨時議長（瀧野純敏議員） 次に、12番中議員、お願いいたします。

○12番（中 雅洋議員） 今回、議長選に立候補いたしました中がございます。

私は5期20年、各常任委員会等、いろいろな委員長をほとんど経験し、また年齢的にも66歳と、もっとも充実している時期と思っております。そうした中、今回も議長選に立候補させていただきます。

まず議会の信頼回復、さらなる議会の活性化として、議会基本条例の内容を着実に運営していき、他町から議会基本条例の視察に来るような議会にしていきたい。

2番目として、議会改革。議員定数、議員報酬の問題には、あるべき姿をもっと研究し、議論していき、将来若い人に魅力ある議員像の確立を目指していきたい。

3、新人議員の教育訓練の実施。教育訓練カリキュラムを作成し、3カ月以内に基礎教育等を実施し、即戦力議員となれるよう、取り組んでいきたいと思っております。

4、政務活動費の使途内容の充実。常任委員会及び個人でも、アカデミー研修などに積極的に参加して、地方自治の仕組み、議員の資質向上につなげていくような仕組みをつくっていききたいと思っております。

5、町との関係。二元代表制の狙いを十分認識し、町側には是々非々で対応、両輪として町発展に貢献する議会としていく。また、議事的意思決定機関として高いレベルで審議できるよう、個々の審議力向上を目指し、威厳ある議会を目指していきたいと思っております。

以上、リーダーシップを発揮して頑張っていきますので、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（瀧野純敏議員） 以上で所信表明を終わります。

議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（瀧野純敏議員） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮議席1番2番、1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、以上2名でございます。2名を指名をいたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙を配付してください。

(投票用紙の配付)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」という者あり)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。

それでは、光岡議員、末吉議員、投票箱を点検しますので、立会いをお願いいたします。

(立会人投票箱を点検)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 異常なし、と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

(事務局長が仮議席順に議員氏名を点呼・投票)

○議会事務局長（大畠英司君） それでは、投票は鉛筆でお願いいたします。

それでは1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員、5番主枝幸子議員、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、10番川本英輔議員、11番大田直樹議員、12番中 雅洋議員、9番瀧野議員。

○臨時議長（瀧野純敏議員） 投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」という者あり)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 投票漏れなし、と認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

光岡議員、末吉議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 選挙結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1票。有効投票中、川本英輔議員7票、中 雅洋議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票以上でございます。

したがって、川本議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長（瀧野純敏議員） ただいま議場に当選されました、川本議員が議長に就任されます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(当選人発言求む)

○臨時議長（瀧野純敏議員） 川本議員、当選人の当選承諾及び挨拶をお願いします。

(当選人の当選承諾及び挨拶)

○議長（川本英輔議員） ただいま議員の皆様のご多数の御推挙によりまして、坂町議会議長の要職を賜りました、ここに謹んで厚くお礼を申し上げます。先ほどの立候補所信表明でも申し上げましたが、議会力の向上、議員としての認識を高めていくことが、町民に開かれた議会を目指すべき基本姿勢であります。

基本条例を制定し、このことによりさまざまな議会改革も図られておりますが、議会に対する町民の意見は厳しいものがあります。これから、町民の負託に応えるための課題解決には、議員間の議論を高め、議員同士がお互いに理解し合うこと、情報公開を積極的に進め、わかりやすい真に開かれた議会を目指すことであります。

今日、社会環境は大きく変わりました。地方創生時代の地方議会の役割は重要であります。12名の議員がお互いに競い合い、議員力を高め、常に緊張感を保ち、執行部と車の両輪となって、町民の福祉向上と町の発展に、議会としての責任を果たしていかなければなりません。議員の皆様のご協力を賜りながら、議長としての職務を日々全力で頑張っております。よろしくお祈りを申し上げます。

ありがとうございました。

○臨時議長（瀧野純敏議員） 川本議長、議長席にお着きをお願いします。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

(議長交代)

○議長（川本英輔議員） 日程第2「議席の指定」を行います。

議席は坂長会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の皆さんの氏名とその議席の番号を事務局に朗読させます。

(議席を朗読)

○議会事務局長(大島英司君) 1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員、5番主枝幸子議員、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員、10番川本英輔議員、11番大田直樹議員、12番中 雅洋議員でございます。

○議長(川本英輔議員) 以上、事務局長が朗読したとおり議席を指定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、坂町会議規則第125条の規定により、議長において1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員を指名します。

日程第4「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定しました。

日程第5「副議長の選挙」を行います。

議会において行う選挙は、地方自治法第118条第1項の規定による投票及び同条第2項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法をいたしましょうか。

(「投票」という者あり)

○議長(川本英輔議員) それでは、投票ということでございますので、坂町議会基本条例第12条の規定に「議会は議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表制の議会の責務を強く認識して町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける」とされております。

選挙を行う前に、副議長の職を志願される方の所信表明を行います。

副議長の職を志願される方の挙手を求めます。

(志願者挙手)

○議長(川本英輔議員) 副議長の職を志願される方が2名おられます。

それでは、志願された方は、所信表明を述べる順番を決めるくじを引いていただき



ますので、前にお進みください。

(くじを引く)

○議長（川本英輔議員） 所信表明を述べる順番が決定しましたので、報告いたします。

1 番目に 7 番柚木議員、2 番目に 1 1 番大田議員、以上のとおりです。

これより、所信表明を述べていただきます。

最初に 7 番柚木議員、お願いします。

7 番柚木議員。

○7 番（柚木 喬議員） 柚木でございます。副議長立候補に際し、方針御挨拶をさせていただきます。副議長の仕事は、議長のその業務をやることじゃないかと思っております。

2 点ございまして、サポート、それからチェックの 2 点でございます。このサポートのほうでございますが、議長が示された二元代表制、議員削減、議員の資質の向上についてのサポートをさせていただきたいと思っております。

2 点目のチェックでございます。議会基本条例に沿った運営内容のチェックをさせていただきたいと思っております。

以上でございます、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 1 1 番大田議員、お願いします。

1 1 番大田議員。

○1 1 番（大田直樹議員） 副議長選に立候補させていただきました、太田直樹でございます。私の所信表明を述べさせていただきます。私の所信表明は、議長を副議長はサポートする、これが本来の全ての仕事だと思っております。先ほど、新しく議長に就任されました川本議長をサポートして、そして、選挙が先ほどございました。二つに議会が割れているのではなく、副議長は議長が仕事をやりやすくするために、皆さんの、二つに割れたという議会ではなく、あくまでも皆さんは立候補されたときに、坂町をよくしよう、そういう意気込みで立候補されたことと思っております。一つになるように私は皆さんをサポートして、そして議長をあくまでも副として、やりやすい議会運営になるようにサポートしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で所信表明を終わります。

これより、副議長選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長 (川本英輔議員) ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。坂町会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、4番を指名いたします。3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。自席において、投票用紙に被選挙人の指名を記載後、点呼に応じて、順次投票となります。

(投票用紙配付)

○議長 (川本英輔議員) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「配付漏れなし」という者あり)

○議長 (川本英輔議員) 配付漏れなし、と認めます。

投票箱を点検いたします。それでは岡本議員、中川議員、投票箱を点検しますので、立会いをお願いします。

(投票箱点検)

○議長 (川本英輔議員) 異常なし、と認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

大島事務局長。

○議会事務局長 (大島英司君) それでは、お呼びいたします。

1番光岡美里議員、2番末吉克巳議員、3番岡本則夫議員、4番中川ゆかり議員、5番主枝幸子議員、6番奥村富士雄議員、7番柚木喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員、11番大田直樹議員、12番中 雅洋議員、10番川本英輔議員。

○議長 (川本英輔議員) 投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」という者あり)

○議長 (川本英輔議員) 「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。岡本議員、中川議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（川本英輔議員） 選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0。有効投票のうち、大田議員7票、柚木議員5票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、大田議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

ただいま、副議長に当選されました、大田議員が議長におられます。

坂町会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

(当選人発言を求む)

○議長（川本英輔議員） それでは、当選人の御挨拶をお願いいたします。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 先ほど選挙がございまして、副議長に就任させていただきます。まずもって御礼申し上げます。ありがとうございました。

所信表明で申しましたように、私はあくまでも、議長をサポートする副ということで、議長が就任のあいさつの中で、るる実行していきたいことを申し述べておりました。それらが円滑にできるように、あくまでも副として、サポートして全うしてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で日程第5「副議長の選挙」を終わります。

お諮りします。

坂町議会では慣例で議長の議席は最終12番、副議長の議席は最終11番としております。このたびの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を行うために、この際「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 御異議なしと認めます。

よって、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1「議席の一部変更について」を議題といたします。

坂町会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更した議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島英司君） それでは、朗読させていただきます。

変更になりました議席番号につきましては、10番中 雅洋議員、11番大田直樹議員、12番川本英輔議員となります。

○議長（川本英輔議員） ただいま朗読したとおり、議席の一部変更をいたします。議席が変更となった議員は、指定席への移動をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

常任委員会委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条の規定により、「委員の選任は、議長が会議に諮って指名する。」となっております。

また、坂町議会の常任委員会は、総務厚生委員会と産業文教委員会の二つで、委員の定数6名、任期は2年、議員の4年の任期中に、いずれも経験することとなっております。

委員の選任については、経験年数等を参考に、正副議長が選考したものを議長の原案として会議に諮って決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議がないようですので、正副議長によって選考させていただきます。

休憩中に別室において慎重に審議しました結果を、事務局長に朗読させます。

大島事務局長。

○議会事務局長（大島英司君） それでは朗読させていただきます。

まず、総務厚生員会でございますが、委員といたしまして、2番末吉克巳議員、3

番岡本則夫議員、5番主枝幸子議員、7番柚木 喬議員、9番瀧野純敏議員、11番大田直樹議員となっております。

続きまして、産業文教委員会でございますが、1番光岡美里議員、4番中川ゆかり議員、6番奥村富士雄議員、8番三登信秀議員、10番中 雅洋議員、12番川本英輔議員となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

坂町議会委員会条例第6条の規定により、事務局長が朗読したとおり、常任委員会委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま発表したとおり、各常任委員に任命いたしました。

これより、各常任委員会の正副委員長を、坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により互選してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午前11時48分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま各委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

総務厚生委員会委員長瀧野議員、副委員長主枝議員、産業文教委員会委員長奥村議員、副委員長中川議員、以上でございます。

以上で日程第6「常任委員会委員の選任について」を終わります。

日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員に4番中側議員、5番主枝議員、6番奥村議員、7番柚木議員、8番三

登議員、9番瀧野議員の6名を指名いたしたいと存じます。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よってただいま指名したとおり、議会運営委員に任命いたしました。

これより議会運営委員会において、正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、互選してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時48分)

(再開 午前11時49分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) ただいま議会運営委員会で互選されました、正副委員長を報告いたします。

委員長瀧野議員、副委員長三登議員、以上でございます。

以上で日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を終わります。

日程第8「議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

議会広報調査特別委員会を設置し、委員の選任については、従来からの申し合わせのとおり、一期目の議員と総務厚生委員会委員を本特別委員会委員に指名することに決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって、議会広報調査特別委員会を設置し、委員の選任は、一期目の議員と総務厚生委員が兼ねることといたします。

これより議会広報調査特別委員会において、正副委員長を坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、互選していただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11時51分)

(再開 午前 11時52分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま議会広報調査特別委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

委員長柚木議員、副委員長主枝議員、以上でございます。

以上で日程第8「議会広報調査特別委員会の選任について」を終わります。

日程第9「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項及び第8条の規定により、本議会から1名の広域連合議会議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

選出の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 御異議なしと認めます。

よって、選出の方法は議長による指名推選で行うことに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、坂町議会においては、総務厚生委員会の委員長が務めることとなっておりますので、瀧野議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました瀧野議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました瀧野議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました瀧野議員が議場におられますので、坂町会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長（川本英輔議員） それでは、当選人発言、瀧野議員、当選了諾及び挨拶をお願いいたします。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） ただいま、指名により後期高齢者医療広域連合議員の選挙に当選させていただきました瀧野でございます。これから我が国の一番の原点である広域医療、それから少子・高齢者の中で、全体的な意見を見て、頑張っていこうと思えますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 日程第10「府中・坂地区水道整備協議会委員の選出について」を議題といたします。

府中・坂地区水道整備協議会協定書第4条の規定により、坂町から3名の府中・坂地区水道整備協議会委員を選出することになっております。

またこのうち、1名を町長より選出してほしいとの依頼を受けております。

坂町議会においては、恒例により水道整備協議会委員は、副議長が務めることとなっております。大田議員にお願いするのがよいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なしと認めます。

よって、府中・坂地区水道整備協議会委員に大田議員を選出いたします。

大田議員、あいさつをお願いいたします。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） ただいま府中・坂地区水道整備協議会委員に選出されました大田でございます。坂町から3名ということで、町長から、議会のほうからも1名ということで、議長推薦ということで、私が選ばれました。皆さん、議会を代表いたしまして、しっかりと務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

先ほど、各常任委員会、議会運営委員長及び議会広報特別調査委員長から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なしと認めます。



よって、閉会中の継続調査の申出承認についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2「閉会中の継続調査の申出承認について」を議題といたします。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で追加日程第2「閉会中の継続調査の申出承認について」を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時00分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、本日の会議のための説明員の入場を求めたいと思います、これに後異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時00分)

(再開 午後1時02分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第11議案第32号「坂町監査委員の選任の同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、排斥に該当すると認められますので、奥村議

員の退席を求めます。

(議員退席)

○議長(川本英輔議員) それでは、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第32号「坂町監査委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。この議案は、地方自治法第196条の規定により、坂町監査委員のうち、議会議員から選出をする委員として、奥村富士雄氏にお願いをすることについて、町議会の同意を求めるものでございます。奥村氏が持つておられる豊富な知識と経験を生かしていただき、町の行財政の推進に御協力をいただきたいと考えております。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(川本英輔議員) 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略して、ただちに採決いたしたいと思いますが、これに決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 御異議なしと認めます。

よって質疑・討論は省略いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、議案第32号「坂町監査委員の選任の同意について」は原案のとおり同意することに決定いたしました。

奥村議員の除斥を解きます。

(議員除斥を解く)

○議長(川本英輔議員) これより、選任同意を受けられました奥村議員に挨拶をお願いいたします。

○6番(奥村富士雄議員) ただいま監査委員として選任していただきました奥村富士雄でございます。監査委員として職務を全うするよう、一生懸命頑張っていく覚悟でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で日程第11「坂町監査委員の選任の同意について」を終わります。

日程第12議案第33号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第33号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

3月末、シモハナ物流株式会社から、海外研修事業に対する指定寄付金を受領をいたしました。このため、平成26年度坂町一般会計補正予算第6号を編成をいたしました。平成26年度内に寄付金の積み立て手続きを行う必要があり、議会を開く時間的余裕がなかったため、専決処分をいたしましたもので、議会の皆様に報告をし、承認を求めるものでございます。

予算内容につきましては、海外研修事業指定寄付金及び基金積立金を計上をいたしましたもので、規定の予算総額に500万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を6億5,993万3,000円といたすものでございます。

まず、9ページの歳入で、寄付金、教育費、寄付金では、海外研修事業指定寄付金500万円を計上をいたしました。

次に、10ページの歳出で、総務費、財政管理費では、次回の海外研修事業に向けて、海外研修基金積立金500万円を計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

ありませんか。

質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第33号「平成26年度坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって議案第33号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第34号「坂町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第34号「坂町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用いて、改正の主な内容について、御説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。1ページから3ページの第31条につきましては、法人町民税均等割の税率適用区分の課税標準の改訂に伴い、改正をいたすものでございます。

5ページの附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税控除の適用期間が1年半延長されたことに伴い、改正をいたすものでございます。

5ページ6ページの附則第9条及び第9条の2につきましては、ふるさと納税について、特別控除額が拡充され、申告手続きが簡素化されたことに伴い、改正をいたすものでございます。

10ページから12ページの附則第16条につきましては、一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能に応じた軽減処置を適用するため、規定が創設されたことに伴い、規定を追加いたすものでございます。

14ページの附則第1条及び第4条につきましては、平成26年度税制改正により、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について、適用することとされていた原動機付き自転車、二輪車、及び小型特殊自動車にかかる引き上げ後の税率について、施工

日を見直し、その適用開始時期を1年間延長し、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとされたことに伴い、改正をいたすものでございます。

その他につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備でございます。なお、施行期日につきましては、第2条中、坂町税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定につきましては、交付の日、そのほかにつきましては、平成27年4月1日でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 坂町の軽自動車の税収はどれくらい上がるんですか、それがわかりませんか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。軽自動車税の改正は、平成28年度分から、基本的には適用されることとなります。車種につきまして、それぞれ引き上げ幅は変わってくるんですけども、例えばで言いましたら、50cc以下のバイクが、1,000円が2,000円になると。それとあと、軽自動車につきましては、軽自動車の貨物が、4,000円が5,000円になったりということで、車種によってばらつきはありますが、1.25倍から、あるいは1.5倍相当の引き上げ幅。バイクだけはちょっと倍率が倍になるんですけども、1,000円が2,000円になるんですが、その他のものにつきましては、ほぼ1.25倍から1.5倍ということで、引き上げがなされる予定でございますので、約、その間の1.3倍程度の税収の増になるかどうかと考えております。

○議長（川本英輔議員） 他にありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ふるさと納税の方向性をちょっと伺いたいと思うんですが、この税改正によって幾らか、確か情報によれば、2割の控除額の拡大があるとかいうようなことを聞いたんですが、その辺の対応は。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時15分）

(再開 午後 1時15分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 柚木議員。

○7番(柚木 喬議員) この税改正で、ふるさと納税に対する対応を、どのようにお考えか伺います。

○議長(川本英輔議員) 新木総務部長。

○総務部長(新木之博君) お答えいたします。このたびのこの税条例の改正は、地方税法に基づく改正でございまして、所得割の1割までが上限だったんですが、このたび、これが拡充になりまして、単純に言えば、所得の2割までがふるさと寄付金の部分で認められることに、制度が拡充になったものでございます。

もう一つは、確定申告が今まで必要だったんですが、この確定申告も原則として必要なくなる。いわゆるふるさと納税がしやすくなるという税制改正がなされたものでございまして、当町のふるさと納税に対する取り組みにつきましては、従来から変わってございません。

○議長(川本英輔議員) 他にありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第34号「坂町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって議案第34号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第14議案第35号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案について提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第35号坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されたことに伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方税法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表を用い、改正の主な内容について、御説明を申し上げます。

坂町国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんください。

1 ページの第2条第2項、第3項及び第4項につきましては、基礎課税額の課税限度額を51万円から52万円に、また、後期高齢者支援金と、課税額の、課税限度額を16万円から17万円に、また、介護納付金課税額の課税限度額を14万円から16万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

2 ページの第28条第1項、第2号、第3号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、24万5,000円から26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

続いて討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第35号「坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15議案第36号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第36号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして、補正計上を行ったもので、規定の予算総額に204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億6,050万2,000円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページからの歳入で、繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金204万8,000円を計上いたしました。

次に歳出で、10ページの衛生費、清掃総務費では、事務事務補助員賃金159万3,000円を計上いたし、消防費、水防費では、職員の最終訓練にかかる時間外勤務手当45万5,000円を計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 10ページのこの事務補助員のときに、人員を一人ふやすんですか、それとも。その辺をはっきり聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。これは、人事異動に伴い、事務補助員を雇用するための賃金でございます。

○議長（川本英輔議員） 他にありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第36号「平成27年度坂町一般会計補正予



算（第1号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって議案第36号は可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

最後に町長より、発言を求められておりますので、許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成27年第3回坂町議会臨時会が閉会するに当たりまして、一言あいさつを申し上げます。本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

これから次第に暑さに向かってまいります。皆様方には、御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成27年第3回坂町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後1時25分）